

2018年12月21日
北岡伸一

パリ協定長期成長戦略懇談会
提言に盛り込むべきポイント

I. 全体： 現状認識・ビジョン等

1. 12月15日に閉幕したCOP24では、パリ協定を受けた「実施指針」等を採用。2020年からの実施に向け、我が国も来年のG20をはじめ、今後その姿勢が国際的に問われる。日本のためのみならず、世界全体の持続的な成長を伴う視点が重要。
2. パリ協定がもたらした世界の潮流の中で、低炭素から脱炭素へと危機感及びハードルが次第に高まってきている。冷静な議論が大切だが、脱炭素の定義や、ビジョン／ターゲットの位置づけなど、長期目標の示し方はよく練っておくことが重要。
3. 1.5°Cを目標とするのは高い壁だが、国全体がこれを寧ろチャンスと捉え、政府、産業界、国民の意識と知恵を集約して取り組むことが必要。これを機に国内、特に国民への意識の啓発・理解促進を図り、2030、2050年、そして世紀後半に向けた機運を高めていくことも考えていかねばならない。

II. 議論を尽くし、提言に盛り込むべき論点

4. 高い壁を越えていく上でもイノベーションの推進が不可欠。再エネ等を含め、脱炭素に貢献する革新的技術の開発を促し、短期間で実証・普及していくための具体的な仕組みについても議論すべき。
5. 今後のための重要な視点として、国家安全保障・エネルギー安全保障の面からの議論はまだ十分でない。本懇談会における提言後の戦略策定にあたっては、エネルギーを中心とした安全保障の視点がしっかり反映されることは不可欠（例えば国際系統連系、原子力）。
6. パリ協定は、単独では強いメカニズムではなく、周辺ファイナンスや脱炭素技術の促進メカニズムと合わせて初めて強固なものとなる。日本は革新的脱炭素技術での先導、普及を目指し世界最高の脱炭素技術を促進する制度などの国際ルールづくり等でイニシアティブを取るべき。
7. 今までの議論では、エネルギーを中心とした気候変動緩和に集中し、気候変動適応は触れられていない。「防災」を重視する観点からも日本として気候変動適応にどう取り組むか示すべき。
8. 国際展開に関し、今まではインフラ輸出の議論が中心であったが、パリ協定が想定する世界において、開発金融／ODAは、気候変動／グリーンを目的とした民間ファイナンス動員の媒介役を果たすとともに、途上国による持続的な脱炭素成長に向けた先導的な社会／システム改革を支援しスケールアップさせる役割が期待される（具体的には制度整備、人材育成、案件形成など）。日本が

途上国のニーズに応えることを通じて、気候変動対策を国際的に先導する姿勢を示すために、国際展開と並行して国際協力の項目も立てるべき。

9. 全ての基本として、個人、家計、地域レベルでの意識改革が重要。意識改革を促す上で、我が国の歴史的、文化的、地理的また経済的な特徴をよく踏まえた自然と社会の在り方、持続的な共生との概念を基本としたい。家計レベルでは、税制や価格を含めたインセンティブの変革が重要。地域レベルでは、気候変動教育をはじめ学校や病院の設備を気候変動仕様にすることも考えられる。地域の中小企業が革新的な脱炭素技術で国際展開に挑戦し、脱炭素と成長ひいては雇用の好循環を生むことも応援されるべき。

Ⅲ. その他

10. 2030年、2050年の水素社会の状況について、まだ我々は明確な解を持ち得ていない。原子力と同様に、次回のエネルギー基本計画改定の際にしっかりと議論し、気候変動の関連施策としても反映させることが必要。
11. 再生可能エネルギーは、脱炭素を実現するうえで主力電源ではあるが、日本では現在の再エネの高コスト（注：FIT（電力固定買取価格）の高さのこと）を原子力で補完している格好。適切な制度環境下でフェアな促進を図っていくことが重要。
12. 風力や太陽光の発電コストは今後も低下し、設備投資が進むと予想されるが、安定供給のための調整力や電力系統への投資が遅滞なく、また技術革新を伴って行われていくことが肝要。
13. 石炭・石炭火力を取り巻く国際的な潮流はますます厳しくなっている。長期的な展望として、思い切った絵を示しつつ、理解を求めていく姿勢は必要。製鉄のように、石炭に依らざるを得ない産業もあることにも留意が必要。二酸化炭素除去については、実現可能性と持続可能性の制約が存在する。石炭火力を容認する条件として付す場合、その実効性は疑問なしとしない。
14. 脱炭素依存に向けた社会変革の緊急性には、国内外で差はない。今後それに資することがないビジネスは、どの国に所在しようとも、情報開示を通じて投資家・金融・取引先・消費者から厳しい目が注がれ、やがて淘汰される。その範囲はサプライチェーン全体に、及びカーボンリーケージはやがて閉じられることに留意すべき。
15. 国際協力を通じた貢献に関し、海外では民間資金の導入を促すために開発金融機関には従来型のODA資金協力を超えたりスクマナーの提供や保証機能が期待され、それらが主流になりつつある。制度環境整備、人材育成、優良案件形成も引き続き重要。ESG債券を発行し、民間投資家の参加を促進する役割もある。一方、民間主導になりづらい緩和案件の中でも森林分野や、防災の観点でも重要な適応案件についても協力すべき。

以上